

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成21年1月22日(木)

開会 13時30分

閉会 15時20分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 竹下譲委員長、井村正勝委員、山根一枝委員、丹保健一委員(途中出席)
向井正治教育長

欠席者 無し

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 鎌田敏明

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 杉野周二 研修分野総括室長 山中良明

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

教育改革室長 中谷文弘

教育支援分野

人材政策室長 増田元彦 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室副室長 川口朋史

人材政策室副室長 濱田嘉昭 人材政策室主幹 米田恭三

学校教育分野

高校教育室長 山口千代己 高校教育室副室長 田中真司

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第46号 職員の懲戒処分について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成20年度文部科学大臣優秀教員表彰について

報告2 高校生の就職対策について

報告3 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について

7 審議の概要

・開会宣告

竹下譲委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成20年12月25日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

山根一枝委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第46号が人事案件のため、報告1は個人情報が含まれるため、報告2が意思形成過程ため、報告3が報道資料提供の前のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、非公開の報告2、報告3を報告したのち、秘密会の報告1を報告し、議案第46号を審議することを確認する。

・事務局からの報告事項

委員長

会議に入ります前に教育総務室から情報公開に関する報告があるとのことですので、教育総務室長をお願いします。

教育総務室長

公文書開示請求への対応に不備のありました案件について、ご報告します。

この案件は、平成20年11月12日付けで鈴鹿県民センターにて受け付けました「鈴亀地区高等学校再編活性化推進協議会の会議録と資料」に関する公文書開示請求に対して、教育総務室と教育改革室の両室の一連の対応に不備があったものです。

鈴亀地区高等学校再編活性化推進協議会に関する文書は、協議会の事務局である高等学校と教育改革室で保管しています。鈴鹿県民センターから公文書開示請求の電話連絡を受けた教育総務室が、事務を担当している教育改革室へ確認をする際の連携が不十分であったため、文書の保管所属を19年度の事務局をしていた神戸高校と判断してしまい、公文書開示請求書は一旦、鈴鹿県民センターから神戸高校へ送付されました。

その後、請求内容が20年度であり、文書の保管所属が20年度の事務局である飯野高校と判明しましたので、公文書開示請求書は神戸高校から文書の保管所属である飯野高校へ転送されることとなってしまいました。

また、開示請求者の方は、教育改革室で保管している文書の開示を望んでおられましたが、その点を請求者の方に確認しないまま手続きを進めてしまいましたことから、請求者の方が望んでいなかった飯野高校で開示することとなってしまいました。

11月26日(水)に飯野高校で文書開示をいたしました。先ほど申し上げた不備に加え、開示対象文書の特定について請求者の方と調整していないこと、それにより開示すべき文書が十分でないこと、当日、請求者の方に交付した公文書の写しの一部は開示決定をおこなった飯野高校保管の文書ではなく、教育改革室保管の文書をコピーしたものであること、このような不備があることについて、請求者の方から指摘を受けました。

こうしたことから、請求者の方からは、一連の不備につき時系列で調べ、文書化すること、今回の開示請求対象である「第1回鈴亀地区高等学校再編活性化推進協議会資料」中の飯野高校の課題と今後の取組に係り、平成20年3月18日の県議会予算決算常任委員会での末松議員からの定時制の統合に関する飯野高校との協議についての質問に対する教育長の答弁について説明することとの指摘をいただきました。

また、請求者の方に、教育総務室と教育改革室のそれぞれの担当副室長から電話にてお詫びしました際に、請求者の方から、両室が飯野高校へ迷惑をかけたのであるから、両室の室長が飯野高校へ直接出向き、謝罪することと、今後の対応については室長から説明を受けたいとの指摘がありました。

このため、12月5日(金)に教育改革室長と教育総務室長が飯野高校と鈴鹿県民センターを訪問して、今回の公文書開示請求にかかる一連の不備についてお詫びしました。そしてその日のうちに、教育改革室長から請求者の方に電話にて今回の件をお詫びし、飯野高校と鈴鹿県民センターを訪問したことを報告するとともに、請求者の方に対する不手際のお詫びと説明の機会を頂きたい旨をお願いしました。12月11日(木)に飯野高校において、請求者の方に教育改革室長と教育総務室長が面談し、公文書開示請求書が神戸高校を経由したこと、交付した写しが誤っていたこと、文書特定についての対応が不十分であったこと、開示場所についての確認を欠いていたことについてお詫びをし、了解をいただきました。

また、教育改革室長から請求者の方に、県議会予算決算常任委員会での教育長答弁について、県

立高等学校再編活性化第三次実施計画の文言は、校長の意見を反映したものであること、教員との意見交換は現在も実施していることの説明をおこないました。

今回の公文書開示請求にかかる一連の対応の不備については、文書の特定をはじめ、さまざまな点において請求者の方に対する連絡・確認を怠ったことに起因するものであり、請求者の方をはじめ、関係機関にご迷惑をおかけしました。今後こうしたことのないよう、請求者の方への確認を丁寧に行っていきたいと考えており、担当者への指示をしたところであります。以上ご報告申し上げます。

委員長

ひとつおりの説明を聞くだけでは理解が出来ませんでしたので、質問します。最初は、鈴鹿県民センターに申し入れがあったということで良いわけですね。鈴鹿県民センターから教育総務室に連絡があり、教育総務室から教育改革室に回っていったということで、その文書は、教育改革室にあるわけですね。

教育総務室長

はい。

委員長

教育改革室に文書があるにもかかわらず、教育改革室から神戸高校に回されたのか、鈴鹿県民センターから神戸高校に開示をなささいという指示をされたのか、どちらですか。

教育総務室長

情報公開については、教育総務室が担当していきまして、教育改革室で文書がどこにあるのかを聞き、それが19年度の事務局である神戸高校と教育改革室にあることを確認し、教育総務室から鈴鹿県民センターに電話連絡を入れました。

委員長

それは、神戸高校で開示なささいということを教育総務室が指示したのですか。

教育総務室長

連絡をしました。

委員長

その時には、教育改革室に文書があるということは、分からなかったのですか。

教育総務室長

担当者は、教育改革室と19年度の事務局である神戸高校にあることを確認しています。

委員長

文書は、2つあるわけですね。どちらでも同じ文書が見られるわけですね。

教育総務室長

はい。

委員長

それで、神戸高校に回したわけですね。次によく分からないのが、今度、飯野高校が出てきましたけれど、飯野高校と神戸高校の関係を説明してください。

教育総務室長

19年度の事務局が神戸高校で、20年度の事務局が飯野高校です。公文書開示請求書では対象が20年度でしたので場所を間違えたということです。

委員長

教育総務室が間違えたということですか。

教育総務室長

教育総務室が間違えたと言うよりも、19年度しか聞いていなかったということです。19年度の事務局は神戸高校であるとしか確認していなかったということです。

委員長

開示を希望した県民の方にとっては、最初県民センターに行ったが、当然そこでは見せてもらえないので、教育総務室に行けと言われたわけですか。教育総務室に行けと言われなくて、県民センターから教育総務室に連絡があったわけですか。そして、教育総務室から神戸高校に行きなさいという返答があったのですか。

教育総務室長

公文書を開示決定通知をするところは窓口ではなく、文書を開示する場所が決定通知を出すとい

う形になっています。

委員長

開示は、神戸高校を通知したわけですね。

教育総務室長

いえ、通知をする前の段階で、神戸高校ではなく飯野高校であると気づきましたので、開示場所は神戸高校と通知していません。ただ、開示請求書は本来、神戸高校を経由してはいけないのですが、神戸高校を経由したという形です。

委員長

神戸高校を経由という意味が分からないのですが。

教育総務室長

県民センターから神戸高校に、まず公文書開示請求書が送付されました。それが間違いということでしたので、今度は神戸高校から飯野高校へ転送されました。

委員長

飯野高校が開示するということが本来の規則に基づいたものなのですね。

教育総務室長

今回は、教育改革室でも開示することができましたし、また、事務局であります飯野高校でも開示できたということです。

委員長

どちらでもできたのを教育総務室が飯野高校と判断したということになるのですか。

教育総務室長

結果的にはそういうことになります。

委員長

開示場所は、開示を希望される方の便宜を図るとというのが原則のような気がしますが、開示場所が2箇所あるときは、そうではなくこちら側で判断するのですか。

教育総務室長

本来、開示請求された方とどちらを希望されるか調整します。今回はそれを怠ったということです。

委員長

怠ったとは、気がついていて怠ったということですか。

教育総務室長

思い込んでいたということだと思います。

委員長

それで飯野高校で開示したわけですね。それには問題があったのですか。

教育総務室長

飯野高校では、飯野高校と教育改革室が立ち会って開示を行っていますが、開示対象文書の特定について請求者の方と調整をしていなかったことがまず一点ありました。それから、それにより、開示すべき文書が充分ではなかった点です。

委員長

充分ではなかったとは、どういう意味ですか。

教育総務室長

請求者の方は、鈴鹿市でも同様の請求をしまして、鈴鹿市は開示文書が多く、こちらは少なかったということです。本来、対象とすべきもの、例えば、出張した際の旅費関係の書類や、当日配布の資料などが含まれていなかったという不備がありました。

委員長

どうして、少なくしか公表しなかったのですか。怠ったのですか、あるいは、気がつかなかったのですか。

教育総務室長

鈴鹿市の場合は、各委員さんに事前に送付した資料や、当日配布の資料を開示したことや、旅費関係の資料も開示し、その部分が飯野高校で開示した中ではなく、不備がありました。

委員長

開示は、どちらのほう正しいのですか。

教育総務室長

文書の特定の仕方だと思いますが、特定の中で、それに関する一切の資料とかな場合は、広く捉えればたくさんのもので開示の対象となりますし、限定的に請求されますと、その部分の開示となります。ただ今回は、文書の特定をしていなかったということで、そこに不備がありました。請求者の方がどのような文書を望んでいるかの調整がなされていませんでした。

委員長

通常は、請求者の意向を聞いて必要なものを開示するのですか。

教育総務室長

開示請求書により、一目瞭然の場合は別としまして、なかなか中身が分からないという場合は、請求者の方と調整し、文書を特定します。

委員長

今回の場合は、それを怠ってしまったということですね。

教育総務室長

はい。

委員長

それでは謝罪しないといけないですね。

教育総務室長

はい。

委員長

謝罪したのは、その二点ですね。

教育総務室長

もう一点あります。開示を行った時に、請求者の方に交付した公文書の写しの一部ですが、それが飯野高校の文書をコピーしたものではなく、教育改革室の文書を持参してお渡しした点も不備です。

委員長

教育改革室の文書を飯野高校で見せたわけですね。ということは、教育改革室で対応すれば、適切に対応できたと考えていいのですか。

教育総務室長

今言った点はそうかも知れませんが、開示すべき文書が不十分であったという点については、同じことになったかもしれません。

委員長

これから同じような請求があった場合、事務局の高校に回すのですか、教育改革室で対応するのですか。

教育総務室長

今後については、請求者の方と文書の特定や開示場所の調整をきちんと行っていきたいと思えます。

委員長

謝罪を行って、請求者の方には了解を得ているのですね。

教育総務室長

はい。

山根委員

請求者の方は、途中経過は不備があったとして、開示の最初の目的は達成されたのですか。

教育総務室長

神戸高校の定時制と亀山高校の定時制を飯野高校に統合する経緯が分かる資料、議事録ということで、最終的には対応しました。

教育改革室長

当初、請求者の方が言われていたのは、定時制の統合にかかる資料ということでしたので、それにつきましては、最終的にはすべて開示しました。途中段階で、事務的な不備がありましたので、謝罪させていただきました。

山根委員

地域の方に、再編、活性化について関心と興味を持ってもらうことは大事なことですし、地域の

方をもっと巻き込んでみんなで考え、意見を出し合う時代ですから、手続き上のことであまりエネルギーを費やさないで本来の活性化のためにエネルギーを使うようなシステムにして欲しいなと心から思います。

委員長

私の感想ですが、この経由した経緯を請求者の方が聞いている場合、たらい回しにされたという気分になるでしょうし、だんだんと何か情報を隠されているのではないかという気分になってくると思います。そのうえ、見せられた文書が、他より少ないとなれば、情報公開ということを宣伝していながら実際は隠そうということではないかと思われがちになります。情報公開をする限りは、県民の方にできるだけ多くの情報を共有してもらって、そのうえで、いろいろな知恵と一緒に、山根委員がおっしゃったように活性化を目指していこうことになるわけですから、形式的に手続きを済ませればいいのではなくて、中身を県民の方に知らせて、いろんなアイデアを出してもらおうということを重々認識して、今後こういうことが無いようにお願いしたいと思います。

・ 審議内容

報告2 高校生の就職対策について（非公開）

高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告3 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状授与について（非公開）

高校教育室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

報告1 平成20年度文部科学大臣優秀教員表彰について（秘密会）

人材政策室長が説明し、全委員が本報告を了承する。

議案第46号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。